

Q1 幼保連携型認定こども園の「保育教諭」に関する経過措置とは何ですか？

- (A) 平成27年4月1日に施行された改正認定こども園法により、幼保連携型認定こども園の職員である「保育教諭」には、保育士資格及び幼稚園教諭免許状の併有が求められるようになりましたが、同法施行日から10年間については、どちらか一方の資格・免許だけでも「保育教諭」として勤務することができます。
- また、この経過措置期間内については、両方の資格・免許の取得を促進するため、保育士としての実務経験があれば、通常より少ない単位数で幼稚園免許を取得することができるようになっています（Q9を参照）。
- これらの経過措置は前述のとおり、施行日から10年間の期限付きとなっており、同措置は令和6年度末（令和7年3月31日）をもって終了します。経過措置期間終了後は、幼保連携型認定こども園の保育教諭は両資格・免許を併有していなければなりませんので、幼稚園教諭免許状を未取得の方、または、所有する免許状が失効している方は十分注意してください。

Q2 保育士としての実務経験があれば、少ない単位数で幼稚園教諭免許状の取得ができると聞いていますが、その詳細を教えてください。

- (A) 「保育士資格」及び「幼稚園教諭免許状」両方の資格・免許の併有を促進するために、令和6年度末までの期限付きで設けられている幼稚園教諭免許状の取得に係る特例制度があります（以下、単に「特例制度」といいます。）。
- この特例制度は、
- ・保育士資格取得後（保育士登録後）に特例制度の対象施設において、保育士としての良好な実務成績が「3年以上かつ4,320時間以上」あること
 - ・所定の8単位を大学等で修得すること
- この2点を要件満たした上で、授与権者が行う教職員検定に合格をすることで幼稚園教諭普通免許状が授与されるというものです。
- 本特例制度は、前述のとおり令和6年度末（令和7年3月31日）までの期限付きとなっていますので、特例制度を利用しての幼稚園教諭免許状の取得を検討されている方は、期限内に取得ができるよう単位修得のスケジュール等にご注意ください。
- なお、必要な単位の相談や対象施設に合致するかどうかの確認等については、直接、採用試験・免許班までお問い合わせください。

（参考1）実務経験の対象となる施設

- ・幼稚園
- ・幼保連携型認定こども園
- ・上記以外の認定こども園（幼稚園型、保育所型、地方裁量型）
- ・認可保育所
- ・認定こども園である認可外保育施設
- ・小規模保育事業（地域型保育事業として認可されたもの）
- ・事業所内保育事業（地域型保育事業として認可されたもの）
- ・公立の認可外保育施設
- ・幼稚園併設型認可外保育施設
- ・指導監督基準を満たす認可外保育施設

（指導監督基準を満たす旨の証明書を受けた日以降のものに限る）

※いずれの場合も、保育士登録をした日以降で、上記施設において保育士等として良好な勤務成績であれば、特例制度を受けるための実務経験として認められる。

（参考2）必要な単位：8単位

- ・保育内容の指導法に関する科目並びに教育の方法及び技術に関する科目：2単位以上
- ・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む）：2単位以上
- ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む）：2単位以上

※日本国憲法（とりわけ第26条（教育を受ける権利））が取り扱われるよう留意すること。）

- ・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）：1単位以上
- ・幼児理解の理論及び方法：1単位以上

- Q3 私は【旧免許状所持者（昭和57年5月生まれ）】なので、最初の修了確認期限は「平成30年3月31日」でした。この時は『保育士』として保育園で勤務をしていたため、免許更新をしていません。そして、勤務をしていた保育園が「令和3年4月1日」から幼保連携型認定こども園となり、現在は『保育教諭』として勤務をしています。『保育教諭』は、有効な幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が原則となっていますが、私の幼稚園教諭免許状については何か手続きをしなければならないのでしょうか？
- (A) 設問の場合、最初の修了確認期限である「平成30年3月31日」において、免許更新の義務がない『保育士』であったため、所有する免許状はその日以降「休眠」となっていました。教員免許更新制の解消により、休眠となっていた免許状は、自動的にその効力が回復していますので、特段の手続きを行なっていただく必要はありません。